



# 維持管理計画

## 1. 囲い等

- ア. 囲い等が破損した場合は、直ちに補修、復旧する。
- イ. 作業終了後又は作業員が不在の時は、出入口を閉鎖し、門扉を施錠する。

## 2. 立札等

- ア. 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合は、速やかに書換えその他必要な措置を講ずる。
- イ. 立札その他設備が破損した場合は、直ちに補修、復旧する。

## 3. 施設の管理

- ア. 施設の正常な機能を維持管理するため、定期的に点検及び機能検査を行う。
- イ. 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は検量を行う。

## 4. 飛散、流出、悪臭等の防止

- ア. 産業廃棄物が飛散し、流出し、又は悪臭を発生させないように定期的に点検、清掃等必要な措置を講ずる。
- イ. 著しい騒音、振動及び粉じんの発生により、周辺的生活環境に支障を及ぼすことのないよう定期的に点検、整備等必要な措置を講ずる。

## 5. 排水処理施設

排水処理施設が設けられている場合は、正常な機能を維持管理するため、定期的に清掃を行う。

## 6. 防火

火災の発生を防止するため必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備え、常に所定の能力が発揮できるよう点検整備を行う。

## 7. 屋外燃焼行為等の禁止

処理場(中間処理施設に係る土地をいう。)内では、野焼き等の燃焼処分行為を行わない。

## 8. 衛生害虫等の発生防止

- ア. 中間処理施設の敷地内にねずみが生息し、蚊及びはえその他の害虫が発生しないようにする。
- イ. 病害虫が発生した場合は、薬剤の散布等により駆除する。

## 9. 雨水等の流入防止

開渠その他の設備(以下「開渠等」という。)の機能を維持するため、開渠等に堆積した土砂等の速やかな除去及びその他の必要な措置を講ずる。

## 10. 処理能力に見合った処理の管理

- ア. 施設への産業次廃棄物の搬入又は投入は、施設の保管能力又は処理能力を超えないようにする。
- イ. 産業廃棄物は、保安上支障のない高さで保管する。

## 11. 搬入時の産業廃棄物の確認

搬入された産業廃棄物について、中間処理できる品目以外の物の混入を避けるため又は排出事業者を確認するため、次により管理する。

- ア. 車両から産業廃棄物を荷卸する前に、搬入されたものが中間処理できる品目であるかを確認す
- イ. 中間処理できる品目以外の産業廃棄物が荷卸された場合は、速やかに除去する。
- ウ. 排出事業者又は搬入品目については、常に契約書、積荷目録(マニフェスト)等で確認する。

## 12. 放流水の検査

施設から排水を公共の水域に放流する場合には、その水質を生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的に放流水の水質検査を行う。

## 13. 排ガスの検査

施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的にはばい煙に関する検査を行う。

## 14. 記録及び保存

施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存する。

## 15. 事故の防止

中間処理施設の破損その他の事故を防止するため、定期的に巡回監視及び点検を実施する。

処理方式、構造及び設備の概要

設備名称：ロータリーキルン式焼却溶融炉

